

第3 行政評価・監視結果

1 科研費等の不正使用防止対策等の推進

勧告	説明図表番号
<p>(1) 科研費等の不正使用防止対策の推進</p> <p>ア 物品購入等における事務局関与の徹底（いわゆる「預け金」の防止） 文部科学省は、科研費を含む公的研究費（以下「科研費等」という。）に係る「預け金」や「プール金」の捻出など相次ぐ不正使用を受け、平成16年度から科学研究費補助金の機関管理を義務付け、各研究機関では研究機関使用ルールに基づき機関管理を実施している。また、平成18年11月からは、「科学研究費補助金に係る不正使用等防止のための措置について（通知）」（平成18年11月28日付け18文科振第559号文部科学省研究振興局長通知）により、研究機関に対し自己管理体制の強化や適正な補助金の執行管理の徹底等の対応を義務化し、その後のガイドラインの策定に至っている。</p> <p>このガイドラインは、文部科学省が開催した専門家や有識者から構成される「研究費の不正対策検討会」の報告によるものであり、同報告では、「競争的資金等の不正使用防止のためには、研究機関による競争的資金等の管理の原則を徹底し、その管理・監査体制を構築することを研究機関に求めることが必要」であるとして、機関管理の徹底が極めて重要であるとの認識が示されている。</p> <p>(ア) 物品購入等に関するガイドライン及び研究機関使用ルールの規定内容</p> <p>a 物品購入事務に関するガイドラインの内容</p> <p>文部科学省は、ガイドラインにおいて、業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながり得る問題が捉えられるよう、他者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理することが必要であるとして、①不正な取引は研究者と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講ずること、②発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営することを研究機関に対し要請している。</p> <p>これらのうち、特に、②については、必須事項とされ、物品調達について事務部門による検収を実施することが実務上困難な場合においても、発注者の影響を排除した実質的なチェックが行われるようにしなければならないこととされている。</p> <p>また、ガイドライン中の「実施事項の例」においても、研究者による発注を認める場合は、チェック機能が十分発揮されるよう、</p>	<p>図表Ⅱ-1-(1)-ア-①</p> <p>図表Ⅰ-2-② (再掲)</p>

検収センターを設置するなどにより発注者以外の者による検収について検収者の責任を明確にした上で厳格に実施することや、発注者と業者の間に事務局が介在して実態的なチェックがなされる仕組みを導入することなどが例示されている。

b 物品購入事務に関する研究機関使用ルールの内容

文部科学省及び学術振興会が科研費の配分機関として毎年度策定している研究機関使用ルールについて、平成 24 年度分をみると、物品費の支出に関して、次のとおり記載されている。

図表Ⅱ-1-(1)-ア
-②

科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について
各研究機関が行うべき事務等（平成 24 年度）〈抜粋〉

【物品費の支出】

3-6 補助事業に係る物品費の支出（購入物品の納品検査）については、以下により、適切に行うこと。

- ① 物品費の適正な執行を図るため、検収センターの設置など、納品検査を確実に実施する事務処理体制を整備すること。
- ② 物品費を支出する際には、購入物品について、会計事務職員が納品検査を行うか、適切な研究職員等を検収担当職員に任命し、必ず納品検査を行うこと。
- ③ （略）

このように、預け金の捻出を防止するためには、研究者と事業者との間に研究機関事務局が関与し牽制効果を発揮することが極めて重要と考えられている。

(4) 取引業者に対する研究機関の各種取引ルールの周知等

ガイドラインにおいて指摘されているとおり、不正な取引は研究者と取引業者の関係が緊密な状況で発生しがちであるため、研究機関が自らの各種ルールを所属研究者のみならず取引業者に対して周知することは、不正使用への牽制効果も期待できる。

文部科学省では、平成 24 年度の科研費の公募要領において、「いわゆる「預け金」を防止するためには、適正な物品の納品検収に加えて、取引業者に対するルールの周知、「預け金」防止に対する取引業者の理解・協力を得ることが重要」としている。

図表Ⅱ-1-(1)-ア
-③

<p>今回、当省が 61 大学における物品の購入等に係る手続について調査した結果、次のとおり、大学事務局が実質的に関与せず、研究者（室）に委ねられており、不正使用を防止するための牽制措置が十分に講じられていない状況がみられた。</p> <p>また、大学による取引業者への各種ルールの周知状況等を調査した結果、必ずしも周知等がなされておらず大学の関与が希薄となっている状況のほか、文部科学省による事業者団体を通じた法令等遵守の働きかけは行われていない状況がみられた。</p>	<p>図表Ⅱ-1-(1)-ア -④</p>
<p>(7) 発注段階での事務局関与の徹底</p> <p>研究に係る物品の購入については、研究の進捗状況等に応じ、研究費を柔軟に使用できるようにするため、研究者による物品の発注を認めている機関があり、また、ガイドラインにおいて、研究者が発注する場合も含め、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営することを求めている。</p> <p>調査した 61 大学において、科研費に係る物品購入時の発注の取扱いをみると、規定上、全ての物品について研究者に発注を委ねているものが 5 大学(8.2%)、一定金額に満たない物品や消耗品について研究者が発注可能としているものが 46 大学(75.4%)あり、これら合わせて 51 大学 (83.6%) が研究者発注を認めているが、全ての物品について、原則、大学事務局が発注することになっているものは 10 大学(16.4%)にとどまっていた。</p> <p>研究者発注を認めている 51 大学について、備品等又は消耗品別に発注可能な 1 契約当たりの限度額別の機関数をみると、「50 万円未満」、又は「50 万円以下」としているものが、備品等では 13 大学(備品等を研究者発注可能な 36 大学の 36.1%)、消耗品では 15 大学(消耗品を研究者発注可能な 51 大学の 29.4%) と最も多くなっていた。</p> <p>一方、限度額を「100 万円未満」、又は「100 万円以下」より上に設定している大学は、限度額の設定がないものを含め、備品等で 16 大学 (44.4%)、消耗品で 21 大学(41.2%)みられ、特にこれらの大学においては研究者の裁量により比較的高額な物品の購入契約を結ぶことができる環境となっていた。</p> <p>こうしたこともあり、調査した 61 大学において抽出した、計 576 研究課題(注1)に係る 1 万 7,625 物品(注2)について、発注主体別の割合をみると、研究者(室)が 1 万 3,801 物品(約 8 割)と大半を占め、実際の執行面においても研究者発注が一般化している状況が認められた。</p>	<p>図表Ⅱ-1-(1)-ア -⑤</p> <p>図表Ⅱ-1-(1)-ア -⑥</p> <p>図表Ⅱ-1-(1)-ア -⑦</p>
<p>(注)1 抽出した計 576 課題は、調査した 61 大学において、平成 23 年度を研究期間最終年度とする科学研究費補助金の研究課題のうち、原則、平成 23 年</p>	

<p>度の配分額が多いものから 10 課題を選定したものである。</p> <p>2 抽出した 1 万 7,625 物品は、576 課題のうち、①平成 23 年度に購入した全物品、②購入金額が 5 万円以上の物品、又は③当該年度の最終支払月 1 か月及び同月を除いて物品購入に係る支出件数が最も多い月から順に 2 か月を抽出した計 3 か月に係る購入物品の組合せにより選定したものである。</p> <p>このように、研究者発注が一般化している中、適正価格での物品購入や取引の客観性を担保するための措置として、見積徴取の在り方も重要と考えられるが、研究者による発注を認めている 51 大学においては、一部の少額物品や消耗品に限定しているものを含め、見積りを不要又は省略可能としているものが 21 大学 (41.2%) みられた。</p> <p>他方、これら研究者発注を認めている大学の中には、発注段階における研究者（室）と取引事業者との癒着防止対策として、①研究者が発注可能な取引事業者を大学指定の登録事業者に限定しているもの（1 大学）、②特定事業者が発注が偏らないよう、システム上研究者の端末にアラームを表示し注意喚起する機能を導入するなどの措置を講じているもの（1 大学）がみられた。これらの取組は、研究者（室）に発注業務を委ねている大学にあっては、不正使用防止対策上有効な措置と考えられる。</p> <p>(4) 検収段階における事務局関与の徹底</p> <p>一般的に、検収とは、物品購入等における納品事実の確認や請負における請負事実の確認等を指し、この検収を経たのち、発注者において納品されたものが発注した内容（品質、規格、数量、性能等）と合致しているか検査することとなっている。</p> <p>このため、特に研究者が物品等を発注した場合には、発注した物品等が確実に納品されているか発注者以外の第三者が確認することが科研費等の適正使用の担保措置として極めて重要である。</p> <p>a 検収の例外措置の適用状況及び補完的措置の実施状況</p> <p>文部科学省は、ガイドラインにおいて、物品調達について事務部門による検収を実施することが実務上困難な場合においても、発注者の影響を排除した実質的なチェックが行われるようにしなければならないとしている。また、会計検査院が平成 24 年に実施した検査結果に基づく指摘を踏まえ、「研究機関における公的研究費の不正使用等の防止に関する体制整備及び運用の徹底等について」（平成 24 年 12 月 17 日付け 24 文科振第 507 号文部科学省研究振興局長通知。以下「徹底通知」という。）を研究機関に対し発出し、「全ての研究用物品において発注した当事者以</p>	<p>図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑧</p> <p>事例表Ⅱ-1-(1)-ア-①</p> <p>図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑨</p>
---	---

外の検収を実施すること。ただし、これが困難である場合は、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとすることは可能であるが、補完的な措置をとることが必要」である旨指導している。

調査した 61 大学における物品購入時の検収の取扱いをみると、大学事務局による検収（以下「事務局検収」という。）の対象について、①全ての物品を検収対象としていないものが 1 大学、②一部の物品（金額、物品の性質等）を例外として検収対象としていないものが 19 大学となっていた（調査対象 61 大学の 31.1%）。

これら 19 大学における例外の取扱状況についてみると、一定の価格に満たない物品に係る検収を実施していないものが 5 大学あり、この「一定の価格」については、最も高額なものでは 100 万円未満（1 大学）で、次に、5 万円未満（2 大学）、3 万円未満（1 大学）、最も少額なものでは 3,000 円未満（1 大学）となっていた。

また、物品等の性質、購入形態等により事務局検収を実施していないものが 15 大学あり、その検収対象外物品をみると、例えば、①休日・夜間に納入される購入物品、②研究室に直送される購入物品、③研究者が店舗で立替払により購入した物品、④ラット、マウス、生体細胞等の生物生体試料、⑤ガス類、冷凍・冷蔵品等が検収対象外物品として指定されていた。

さらに、調査した 61 大学において抽出した 576 研究課題に係る 1 万 7,625 物品に関する検収の実施状況をみると、事務局検収は 1 万 3,413 件（76.1%）と多数を占めているが、研究室（者）が実施しているものが 3,980 件（22.6%）となっているほか、不明なものも 232 件（1.3%）となっていた。

（事務局検収の例外に係る納品事実の確認）

事務局が全ての物品を検収することとしていない 1 大学では、研究室が検収（発注者以外の同じ研究室の教職員による検収を指す。以下「研究室検収」という。）を実施している。

また、事務局検収の例外を設けている 19 大学における例外物品の納品事実の確認状況をみると、

- ① 検収を行わないとしているもの 8 大学、
- ② 発注者のみにより検収を行うとしているもの 3 大学、
- ③ 発注者が検収を行い、後日事務局によるサンプリング調査を実施するなど何らかの補完的措置を講じているとしているもの 4 大学、

図表Ⅱ-1-(1)-ア
-⑩

図表Ⅱ-1-(1)-ア
-⑦（再掲）

図表Ⅱ-1-(1)-ア
-⑩（再掲）

<p>④ 研究室検収を行うとしているもの4大学となっていた。</p> <p>さらに、事務局検収の検収対象の例外を設けている19大学の中には、高額な物品が検収を受けないまま購入されているものや、購入物品の過半を事務局検収の例外物品が占めているものがみられた。</p> <p>b 事務局により権限を委任された検収者による検収の確保</p> <p>上記のとおり、文部科学省は、ガイドラインで発注者の影響を排除した実質的なチェックが行われるようにしなければならないとし、徹底通知で全ての研究用物品において発注した当事者以外の検収を実施することとしている。しかし、研究室検収を行うとしているものが5大学あったが、うち3大学は、事務局が検収者を指名しているのに対し、2大学は、発注者となる研究代表者が検収者を指名するなど、事務局の関与が不十分なものとなっている例がみられた。</p> <p>c 委託業務等に係る検収の徹底</p> <p>文部科学省は、物品購入について、ガイドラインや徹底通知により、全品検収の実施や検収の例外扱いとした場合の補完的措置の実施を指導しているが、研究機関使用ルールを含め、データ入力・分析等の委託業務に係る役務契約についての検収は特に指示していない。</p> <p>しかし、最近では、平成25年8月に東京大学教授が詐欺（委託業務に関する架空発注）の容疑により東京地方検察庁から起訴されるなどの事案が発生しており、役務契約についても成果物を対象とした検収や抽出調査等の何らかの補完的措置を実施することが必要となっている。</p> <p>調査した61大学における、役務契約に係る検収の実施状況についてみると、データ入力や分析結果等について成果物や業務完了報告書等を対象に事務局検収を実施していないもの又はこれに代わる補完的措置を講じていないものが少なくとも5大学あった。</p> <p>一方、委託業務等の役務契約を事務局検収の対象としているものは、少なくとも10大学あった。この中には、例えば京都大学のように、調査した10研究課題に係る平成23年度の支出額（研究分担者への分担金の支出等物品や役務の提供が伴わない支出を除く。）は2億5,578万円で、うち役務契約と思われる支出額は約530万円（2.1%）と支出全体に占める割合は少ないが、①実験デ</p>	<p>事例表Ⅱ-1-(1)-ア-②</p> <p>事例表Ⅱ-1-(1)-ア-③</p> <p>図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑩</p>
---	--

一タの解析料として約 42 万円を支出している例、②「言語サービス作成の請負」名義で約 50 万円を支出している例など高額なものが含まれている場合もある。同大学では、これらの例を含め物品や役務の提供が伴う請負契約（工事を除く。）は全て構内の主な場所に設置された検収所又は部局ごとに設置された検収センターにおいて検収することとしている。

(ウ) 取引事業者に対する研究機関の各種取引ルールの周知等

調査した大学と取引実績のある 15 事業者及び理化学、分析、実験用等の各種科学機器や試薬等消耗品などの製造・販売を手掛ける事業者に係る 2 団体（全国組織）の計 17 事業者等において、取引先の大学からの各種取引ルールの周知状況や事業者団体の事業者に対する不正使用の防止等に係る法令等遵守の周知・啓発状況を調査したところ、①大学からは検収方法の変更等についての案内はあるものの、各種取引ルールや不正使用防止の取組あるいは不正取引業者への取引停止処分方針等に関する周知は特段受けていないとするものや、②所属する事業者に対して不正使用の防止等に係る法令等遵守の周知・啓発を特に行っていないとするものが計 15 事業者等みられた。

図表Ⅱ-1-(1)-ア
-⑫

【所見】

したがって、文部科学省は、いわゆる「預け金」といった科研費等の不正使用を防止する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① ガイドライン、研究機関使用ルール、公募要領その他の適切な手段により、次の i) 及び ii) に係る具体的な基準、指針等を作成し、各研究機関に示すとともに、それらに沿った各研究機関における取組を徹底させること。

また、研究機関においてそれらを的確に履行することを研究機関使用ルールに明記するとともに、的確に履行されていない場合について、研究機関管理等に必要な経費として支給されている間接経費の返還、減額査定等を含む実効性のあるペナルティ措置を設け、その厳格な運用を図ること。

i) 物品購入等の発注及び検収は、事務局が実施することが原則であることを明確に位置付けるものとする。

また、各研究機関の判断により、事務局が発注及び検収を行わない例外的な措置を講ずることとする場合については、当該措置に係る物品の金額、性質等の範囲、納入形態等が真にやむを得ない必要最小限のものに限定されるようにするとともに、事務局がその責任の下で実

<p>質的に管理する厳格な実施体制を構築することを義務付けるものとする。</p> <p>ii) 事務局による発注及び検収の対象範囲は物品購入に限定せず、役務契約についても対象とすることを明確に位置付けるものとする。</p> <p>② 研究機関に対し、当該研究機関に係る取引事業者が不正な取引を行った場合の取引停止等のルール等について、説明会の開催、文書での配布等の方法により当該事業者に対し周知徹底を図るよう要請すること。</p> <p>また、取引事業者が属する主要な団体に対し、関係する会員事業者への指導の徹底を図るよう要請すること。</p>	
--	--

図表Ⅱ-1-(1)-ア-① 「科学研究費補助金に係る不正使用等防止のための措置について（通知）」（平成18年11月28日付け18文科振第559号文部科学省研究振興局長通知）別添1＜抜粋＞

別添1
平成18年11月

科学研究費補助金の不正使用防止対策として講ずる措置

科研費の不正使用防止に関しては、これまで①機関管理の義務化、②応募資格の制限、③ルールの特明確化及び周知徹底などの対応を実施してきたところであるが、更に、以下の対策を講ずることにより、抜本的な防止を図る。

1 研究機関における管理体制（機関管理）の改善

補助金の管理を行う研究機関において、以下の対応を義務化する。

（1）研究機関における自己管理体制の強化

文部科学省が本年度に策定する予定の「研究機関における公的研究費の管理・監査の実施基準（ガイドライン）（仮称）」を踏まえ、各研究機関が自主的に不正行為を防止するための経費管理・監査体制を整備すること。

（2）適正な補助金の執行管理の徹底

① 物品費の支出における適正化

- ・ 検収行為を一元的に行う検収センターの設置など事務体制を整備すること。
- ・ 会計事務職員により検収行為（購入物品の納品検査）を徹底すること。必要に応じ、研究職員を検収担当職員に任命して納品検査を実施すること。
- ・ 補助金の不適正な支出の疑いが生じ、適切な検収事務を怠っていた場合は、研究機関が当該補助金に相当する額を返還すること。

② 旅費、謝金の支出における適正化

- ・ 事務職員による確実な事実確認を徹底すること。

2 経費管理体制等に関するチェック機能の強化

（1）補助金の管理責任者の報告

交付申請の際に、研究機関としての経費管理責任者及び補助事業ごとの経費管理担当者を報告させることにより、会計処理責任の所在を明確化する。

(2) 研究者によるルールへの遵守

採択された研究者から、補助金の交付申請時に、補助条件等のルールを遵守し、不正行為を行わない旨を誓約させる。

(3) 補助金応募手続きにおける機関管理状況報告の組入れ

補助金への応募は、所属機関が研究者個人の応募書類を一括して提出することとしているが、次年度から、併せて、所属機関における経費管理・監査等の実施状況報告書を副申させ、機関の経費管理状況等を検証する。

* 平成20年度公募要領において改正し、平成19年度応募分に係る実施状況については、別途各研究機関に提出を依頼する。

(4) 研究機関に対する実地検査の実施

文部科学省及び日本学術振興会において、補助金の交付を受けている研究機関の経費管理状況に関する実地検査を実施する。

(5) 研究機関に対するペナルティーの実施等

研究機関における経費管理体制が十分でない場合には、その改善を指導する。さらに、経費管理体制の改善への対応が適切でない場合や経費管理体制の不備により悪質な不正使用事案が発生した場合には、研究機関に対する間接経費の減額査定等のペナルティーを実施する。

* 特に1(1)及び2(3)～(5)については、「研究機関における公的研究費の管理・監査の実施基準(ガイドライン)(仮称)」に基づく文部科学省の競争的資金制度全体としての取組との整合性を図りつつ実施する予定。

3 (略)

図表Ⅱ-1-(1)-ア-② 「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」（平成24年度）〈抜粋〉

2 研究者との関係に関する定め

雇用契約、就業規則、勤務規則、個別契約等により、研究者が交付を受ける補助金（直接経費：補助事業の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む）、間接経費：補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費）について、本規程に従って研究機関が次の事務を行うことを定めること。

2-1 研究者に代わり、補助金（直接経費）を管理すること。

2-2 研究者に代わり、補助金（直接経費・間接経費）に係る諸手続を行うこと。

2-3 研究者が直接経費により購入した設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）について、当該研究者からの寄付を受け入れること。なお、当該研究者が、他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、これらを当該研究者に返還すること。

2-4 研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者からの譲渡を受け入れ、これに関する事務を行うこと。なお、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還すること。（間接経費の譲渡を受け入れないこととしている研究機関を除く。）

3 研究機関が行う事務の内容

補助金に係る事務を、以下の各項に従い適切に行うこと。

(1) 直接経費の管理

【分担金の配分】

3-1 研究代表者は、研究代表者と異なる研究機関に所属する研究分担者がいる場合には、補助金受領後、当該研究分担者が使用する直接経費及びその30%分の間接経費を、当該研究分担者に配分しなければならないこととしているので、これに関する事務を行うこと。ただし、間接経費については、研究代表者と研究分担者が所属する研究機関間の取り決めにより、これと異なる取扱いをしても差し支えない。

【使用の開始】

3-2 研究代表者及び研究分担者が、交付された直接経費の使用を速やかに開始できるよう、必要な事務を迅速に行うこと。（新規の研究課題については内定通知日以降、また、継続の研究課題（「特定領域研究」の研究領域の設定時において、予め研究期間開始年度の翌年度から実施することとされていた研究課題を含む。）については4月1日から（ただし、「研究成果報告書」を提出していないことなどにより内定通知を留保された場合には、内定通知日以降）、それぞれ研究を開始し、必要な契約等を行って差し支えない。必要な経費は、直接経費受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて直接経費受領後に精算すること。）

【保管】

3-3 直接経費は、適切な名義者により、科研費管理のための専用の銀行口座を設け、適正に保管すること。

【支出の期限】

3-4 補助事業に係る物品の納品、役務の提供等を、補助事業を行う年度の3月31日までに終了し、これに係る支出を実績報告書の提出期限までに行うこと。

【費目別の収支管理】

3-5 直接経費の収支管理は、様式B-1「収支簿」を用いて、費目ごとに行うこと。

① 特定領域研究、新学術領域研究及び特別研究促進費に係る直接経費における費目

物品費 物品を購入するための経費

旅費 研究代表者、研究分担者、連携研究者及び研究協力者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）

人件費・謝金 資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集等を行う研究協力者（ポストドクター・リサーチアシスタント（RA）・外国の機関に所属する研究者等）に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費

その他 上記のほか当該研究を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において補助事業の遂行が困難な場合に限る）、会議費（会場借料、食事（アルコール類を除く）費用等）、レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用、一般市民を対象とした研究成果広報活動費用等）、実験廃棄物処理費）

【物品費の支出】

3-6 補助事業に係る物品費の支出（購入物品の納品検査）については、以下により、適切に行うこと。

① 物品費の適正な執行を図るため、検収センターの設置など、納品検査を確実に実施する事務処理体制を整備すること。

② 物品費を支出する際には、購入物品について、会計事務職員が納品検査を行うか、適切な研究職員等を検収担当職員に任命し、必ず納品検査を行うこと。

③ 補助金の不適正な執行に対する疑いが生じた際、適切な納品検査が行われていないことにより、その公正性が明らかでない場合は、研究機関が当該補助金に相当する額を文部科学大臣に返還すること。

【旅費及び人件費・謝金の支出等】

3-7 補助事業に係る旅費及び人件費・謝金の支出に当たっては、以下により取り扱うこと。

- ① 旅費及び人件費・謝金の支出は、事実確認を行った上で適切に行うこと。
- ② 研究協力者の雇用にあたっては、雇用契約において勤務内容、勤務時間等について明確にした上で研究機関が当事者となって雇用契約を締結するとともに、研究機関が研究協力者の勤務内容、勤務時間等を適切に管理して給与等を支給すること。
- ③ 補助金により雇用された者（以下「科研費被雇用者」という。）が、雇用元の補助金の業務（以下「雇用元の業務」という。）以外に、自ら主体的に研究を実施しようとする場合は、研究機関において次の点を確認すること。
 - 1) 科研費被雇用者が、雇用元の業務以外に自ら主体的に研究を行うことができる旨を雇用契約等で定められていること。
 - 2) 雇用元の業務と自ら主体的に行う研究に関する業務について、勤務時間やエフォート等によって明確に区分されていること。
 - 3) 雇用元の業務以外の時間であって、自ら主体的に行おうとする研究に充てることのできる時間が十分確保されていること。

図表Ⅱ-1-(1)-ア-③ 「平成24年度科学研究費助成事業—科研費—公募要領」における取引業者に対する記載<抜粋>

(略)

5 科研費に関するルール

(1) (略)

(2) 科研費の適正な使用

いわゆる「預け金」を防止するためには、適正な物品の納品検収に加えて、取引業者に対するルールの周知、「預け金」防止に対する取引業者の理解・協力を得ることが重要です。「預け金」に関与した取引業者に対しては取引を停止するなどの厳格な対応を徹底することが必要です。

図表Ⅱ-1-(1)-ア-④ 調査対象とした61大学一覧

(単位:件、千円)

NO	大学種別	機関名	平成23年度科研費		NO	大学種別	機関名	平成23年度科研費	
			採択件数	配分額				採択件数	配分額
1	国立	北海道大学	1,646	5,035,046	32	私立	愛知工業大学	38	56,200
2	国立	室蘭工業大学	63	74,300	33	私立	中部大学	87	165,221
3	国立	旭川医科大学	101	150,260	34	私立	愛知医科大学	58	81,200
4	公立	札幌医科大学	173	301,060	35	国立	奈良先端科学技術大学院大学	215	909,810
5	私立	北海道工業大学	16	19,600	36	国立	京都大学	2,717	10,784,690
6	私立	酪農学園大学	24	33,000	37	国立	大阪大学	2,424	9,124,223
7	私立	北海道医療大学	80	127,570	38	公立	和歌山県立医科大学	165	208,200
8	国立	岩手大学	158	330,650	39	私立	京都薬科大学	40	60,900
9	国立	東北大学	2,348	8,680,894	40	私立	関西大学	226	352,210
10	国立	山形大学	345	567,680	41	私立	関西学院大学	172	315,440
11	公立	福島県立医科大学	130	168,640	42	私立	兵庫医科大学	122	210,050
12	私立	岩手医科大学	140	179,640	43	国立	鳥取大学	264	467,550
13	私立	東北工業大学	16	22,200	44	国立	岡山大学	783	1,766,985
14	私立	東北薬科大学	35	51,280	45	国立	広島大学	1,010	2,158,885
15	国立	東京大学	3,485	18,112,288	46	公立	下関市立大学	9	10,100
16	国立	東京学芸大学	121	166,600	47	私立	岡山理科大学	48	74,800
17	国立	東京農工大学	266	878,770	48	私立	川崎医科大学	76	105,500
18	公立	都留文科大学	10	21,900	49	私立	広島国際大学	45	56,900
19	公立	横浜市立大学	271	654,490	50	国立	徳島大学	495	1,041,070
20	私立	上智大学	129	200,770	51	国立	香川大学	272	380,390
21	私立	昭和薬科大学	17	21,400	52	国立	愛媛大学	430	969,260
22	私立	玉川大学	57	168,750	53	国立	高知大学	262	408,900
23	私立	法政大学	166	325,700	54	公立	高知工科大学	42	133,510
24	私立	千葉工業大学	59	144,090	55	私立	徳島文理大学	56	81,600
25	私立	明治大学	240	379,456	56	国立	九州大学	1,746	5,322,440
26	国立	金沢大学	661	1,326,882	57	国立	九州工業大学	176	421,500
27	国立	岐阜大学	329	595,330	58	国立	佐賀大学	231	302,960
28	国立	名古屋大学	1,523	5,169,143	59	公立	九州歯科大学	67	101,090
29	公立	名古屋市立大学	299	538,855	60	私立	久留米大学	164	258,890
30	私立	金沢医科大学	75	131,400	61	私立	福岡大学	187	275,570
31	私立	愛知学院大学	70	122,900					

- (注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。
 2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料(平成24年3月16日)による。
 なお、交付金額には、間接経費は含まない。

図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑤ 物品購入時の発注主体

(単位:校、%)

区分	大学名	大学数
全ての物品について研究者が発注	北海道医療大学、横浜市立大学、下関市立大学、九州歯科大学、福岡大学	5 (8.2)
一部（備品・消耗品別、又は金額別）の物品について研究者が発注	北海道大学、旭川医科大学、札幌医科大学、酪農学園大学、岩手大学、東北大学、山形大学、福島県立医科大学、東北薬科大学、東京大学、東京農工大学、都留文科大学、上智大学、昭和薬科大学、玉川大学、法政大学、千葉工業大学、明治大学、岐阜大学、名古屋大学、名古屋市立大学、愛知学院大学、中部大学、愛知医科大学、奈良先端科学技術大学院大学、京都大学、大阪大学、和歌山県立医科大学、京都薬科大学、関西大学、関西学院大学、兵庫医科大学、鳥取大学、岡山大学、広島大学、岡山理科大学、広島国際大学、徳島大学、愛媛大学、高知大学、高知工科大学、徳島文理大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、久留米大学	46 (75.4)
原則、全ての物品について大学事務局が発注	室蘭工業大学、北海道工業大学、岩手医科大学、東北工業大学、東京学芸大学、金沢大学、金沢医科大学、愛知工業大学、川崎医科大学、香川大学	10 (16.4)
合計		61 (100)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「原則、全ての物品について大学事務局が発注」欄は、立替払いや緊急時の物品購入等に限って研究者による発注を認めている機関を掲出した。
 3 北海道大学の研究者発注は、1件の契約金額が100万円未満の案件について、原則、同大学が指定する取引先に限って認めている。
 4 名古屋大学の研究者発注は、発注事務に係る届出書の提出があった場合に限って認めている。

図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑥ 研究者発注を認めている51大学の備品等・消耗品別及び発注可能限度額別大学数

(単位：校、%)

区分	備品等	消耗品	
5万円未満(又は、以下)	—	0(0)	玉川大学、愛知学院大学、広島国際大学 3(5.9)
10万円未満(又は、以下)	都留文科大学、岡山大学、愛知医科大学	3(8.3)	酪農学園大学、都留文科大学、上智大学、愛知医科大学、奈良先端科学技術大学院大学、鳥取大学、佐賀大学、久留米大学 8(15.7)
20万円未満(又は、以下)	明治大学、関西大学、岡山理科大学、九州工業大学	4(11.1)	関西大学、岡山理科大学、九州工業大学 3(5.9)
50万円未満(又は、以下)	札幌医科大学、岩手大学、福島県立医科大学、法政大学、岐阜大学、奈良先端科学技術大学院大学、大阪大学、和歌山県立医科大学、関西学院大学、広島大学、愛媛大学、高知大学、九州大学	13(36.1)	旭川医科大学、札幌医科大学、岩手大学、福島県立医科大学、法政大学、岐阜大学、大阪大学、和歌山県立医科大学、関西学院大学、兵庫医科大学、岡山大学、広島大学、愛媛大学、高知大学、九州大学、 15(29.4)
60万円未満(又は、以下)	—	0(0)	明治大学 1(2.0)
100万円未満(又は、以下)	北海道大学、山形大学、東京大学、東京農工大学、昭和薬科大学、徳島大学、高知工科大学	7(19.4)	北海道大学、山形大学、東京大学、東京農工大学、昭和薬科大学、徳島大学、高知工科大学 7(13.7)
150万円未満(又は、以下)	東北大学、名古屋大学	2(5.6)	東北大学、名古屋大学 2(3.9)
200万円未満(又は、以下)	名古屋市立大学	1(2.8)	名古屋市立大学 1(2.0)
500万円未満(又は、以下)	京都大学	1(2.8)	京都大学 1(2.0)
制限規定なし	北海道医療大学、横浜市立大学、下関市立大学、九州歯科大学、福岡大学	5(13.9)	北海道医療大学、東北薬科大学、横浜市立大学、千葉工業大学、中部大学、京都薬科大学、下関市立大学、徳島文理大学、九州歯科大学、福岡大学 10(19.6)
合計		36(100)	51(100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表の発注可能限度額は、1契約当たりの金額である。

3 横浜市立大学は、1回の発注金額が50万円以上の場合、事務局の事前決裁を要する。

4 千葉工業大学は、平成25年7月から1回の発注金額が10万円以上の消耗品について事務局発注に変更している。

5 久留米大学は、50万円未満の薬品及び試薬についても研究者発注を認めている。

6 表中の割合は、四捨五入の関係で合計が100にならないことがある。

図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑦ 調査対象抽出課題に係る購入物品の発注及び検収主体別件数

(単位：件、%)

区分	発注主体			検収主体		
	研究者（室）	事務局	不明	研究者（室）	事務局	検収なし 又は不明
購入物品件数	13,801(78.3)	2,795(15.9)	1,029(5.8)	3,980(22.6)	13,413(76.1)	232(1.3)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 発注主体及び検収主体の各欄の（ ）内は、購入物品件数に対する割合である。

3 検収を研究者（室）と事務局双方が実施したと回答している物品（2,582件）については、事務局による検収に区分した（研究者（室）によるものは納品確認として整理）。

図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑧ 研究者発注を認めている51大学において研究者が発注する場合の見積り
徴取の取扱い (単位：校、%)

見積徴取の取扱い		大学名	大学数
見積徴取 は不要 (又は、 省略可)	価格、物品内容にかかわらず、発注権限が付与されている全ての物品購入について、見積りが不要又は省略可	東北大学、山形大学、上智大学、法政大学、岐阜大学、愛知医科大学、京都大学、大阪大学、鳥取大学、岡山大学、広島大学、下関市立大学、徳島大学、愛媛大学	14
	発注権限が付与されている物品のうち、一部の少額物品について見積り不要	横浜市立大学、京都薬科大学、関西大学、関西学院大学、広島国際大学、九州歯科大学	6
	発注権限が付与されている物品のうち、消耗品について見積り不要	福岡大学	1
	計		21(41.2)
見積徴取 が必要		北海道大学、旭川医科大学、札幌医科大学、酪農学園大学、北海道医療大学、岩手大学、福島県立医科大学、東北薬科大学、東京大学、東京農工大学、都留文科大学、昭和薬科大学、玉川大学、千葉工業大学、明治大学、名古屋大学、名古屋市立大学、愛知学院大学、中部大学、奈良先端関学技術大学院大学、和歌山県立医科大学、兵庫医科大学、岡山理科大学、高知大学、高知工科大学、徳島文理大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、久留米大学	30(58.8)
合計			51(100)

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑨ 「研究機関における公的研究費の不正使用等の防止に関する体制整備及び運用の徹底等について」(平成24年12月17日付け24文科振第507号文部科学省研究振興局長通知) <抜粋>

24文科振第507号
平成24年12月17日

関係各研究機関代表者 殿

文部科学省研究振興局長
吉田大輔

研究機関における公的研究費の不正使用等の防止に関する
体制整備及び運用の徹底等について

(略)

各研究機関におかれては、ガイドラインにおいて要請している公的研究費の管理・監査にかかる体制整備及びその運用に関して、改めて徹底した対応をお願いします。

特に、検収業務については、全ての研究用物品において発注した当事者以外の検収を実施してください。ただし、全ての研究用物品において発注した当事者以外の検収が困難である場合は、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとすることは可能ですが、その場合であっても、補完的な措置をとることが必要です。これらの取組が不十分である研究機関にあっては、平成25年度中に確実な取組の実施をお願いします。

また、その運用実態の把握のための調査を実施します。別添の調査要領に基づく報告については、別紙の調査票により提出願います。

なお、提出いただいた検収業務体制の整備状況が不十分な研究機関については、改善通知の送付(※)及び、その後の改善状況報告を求めることとしております。

※ 「研究用物品の検収業務における運用の改善について」(平成25年5月9日付け競争的資金調整室長事務連絡)等を送付

(注) ※の注釈は、当省にて記載した。

図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑩ 規程類により事務局検収の実施内容が確認できた大学における物品検収の実施主体及び取扱状況

区分	主な例外物品等の内容		大学名	発注者検収の有無	研究室検収の有無	補完措置の内容	大学数
1 事務局が検収することとしない機関			川崎医科大学	無	有	無	1
2 一定の金額未満の物品について事務局検収を不要としている機関	①	100万円未満の物品について事務局検収不要	東京大学	無	有 (研究代表者が検収者を指名可)	無	1
	②	5万円未満の物品について事務局検収不要	高知工科大学	有	無	無	2
			九州歯科大学	無	無	無	
	③	3万円未満の物品について事務局検収不要	明治大学	無	無	後日、サンプリング調査を実施	1
	④	3千円未満の物品について事務局検収不要	法政大学	無	無	無	1
3 物品等の性質、購入形態等により事務局検収を不要としている機関	①	休日・夜間等の時間外に納入される物品	岩手大学	有	無	納品検収センター職員が定期的に納入事実を確認	2
			高知大学	有	無	無	
	②	宅配便等により研究者(室)に直送される物品	北海道大学	有	無	後日、サンプリング調査を実施	5
			岩手大学	有	無	納品検収センター職員が定期的に納入事実を確認	
			東北薬科大学	無	無	無	
			兵庫医科大学	無	有(研究代表者が検収者を指名可)	無	
			九州大学	無	有	無	
			③	研究者が店舗で直接購入する物品	北海道大学	有	
	名古屋大学	無	無	別途、抽出により、業者の伝票と照合する納品チェックを実施			
	大阪大学	有	無	生協の証明で代替			
佐賀大学	有	無	・大学生協の販売担				

						当者とそれ以外の者 2名により納入物品 と納品書の照合を実施 ・検収担当部署にお いて、毎月任意に納 品書を抽出し、売上 台帳と照合を実施 ・検収担当部署にお いて、定期的に納入 物品の抽出による事 後確認を実施	
		九州大学	無	有	無		
④	マウス、ラット、生 体細胞等の生物生体 試料	岩手大学	有	無	納品検収センター 職員が定期的に納入 事実を確認	3	
		和歌山県立医科大学	無	有	無		
		広島大学	無	無	無		
⑤	ガス類、燃料、液体 窒素	東北薬科大学	無	無	無	3	
		奈良先端科学技術大 学院大学	無	無	無		
		広島大学	無	無	無		
⑥	冷凍・冷蔵品	東北薬科大学	無	無	無	3	
		兵庫医科大学	無	有(研究代表者が検 収者を指名可)	無		
		広島大学	無	無	無		
⑦	立替払いで購入した 物品	北海道大学	有	無	後日、サンプリン グ調査を実施	2	
		京都大学	無	無	必要に応じ事務局 が現物確認		
⑧	遠隔地施設に納品す る物品	北海道大学	有	無	後日、サンプリン グ調査を実施	3	
		広島大学	無	無	無		
		高知大学	有	無	無		
⑨	インターネットでダ ウンロード購入した ソフトウェア	法政大学	無	無	無	2	
		広島大学	無	無	無		
⑩	郵便等で納品された	東北薬科大学	無	無	無	2	

	物品	横浜市立大学	有	無	無	
	計					20 機 関（延 べ 36 機関）

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 本表中、「事務局」とは、大学本部、学部・学科事務室、部局事務担当等の大学事務部門を指し、検収所や検収センターといった名称の大学組織が担っている場合を含む。
- 3 時間外に配達された物品等で後刻（後日）に検収を受けているものは、検収を実施している扱いとして整理した。
- 4 法政大学及び明治大学は平成 25 年度から全品事務局検収に移行している。
- 5 東北薬科大学では、平成 25 年 6 月から、検収対象外物品としていたガス類、要冷凍冷蔵品、ドライアイス、宅配、郵送品及び印刷物を検収対象物品に追加している。
- 6 名古屋大学は、大学生協店舗店頭で直接購入する一度の契約額が 1 万円未満の物品に限り事務局検収の例外としている。
- 7 大阪大学は、大学生協店舗で直接購入する物品に限り事務局検収の例外としている。
- 8 川崎医科大学は、学長に委嘱された各教室の研究担当者以外により納品検収を実施している。
- 9 高知工科大学は、科研費の立替払については金額に関係なく全品を事務局検収している。
- 10 佐賀大学は、大学生協店舗で直接購入する物品に限り事務局検収の例外としている。

図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑪ 役務契約に係る検収の実施状況（規程類による判明分）

データ入力や分析結果等について成果物、業務完了報告書等を対象に事務局検収をしていないもの又は検収に代わる措置を講じていない大学	データ入力や分析結果等について成果物、業務完了報告書等を対象に検収を実施している大学
奈良先端科学技術大学院大学、関西大学、関西学院大学、広島大学、福岡大学	北海道工業大学、岩手大学、山形大学、横浜市立大学、名古屋大学、京都薬科大学、京都大学、岡山大学、九州歯科大学、九州大学
5 大学	10 大学

(注) 1 当省の調査結果による。

2 福岡大学は、平成 25 年度から論文校閲、翻訳等の役務について完了報告等の書類提出を義務付けている。

図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑫ 事業者に対する各種取引ルールの周知等が必ずしも十分ではない例

事業者名等	周知・啓発内容等
A社	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省からの指示を受けて、取引先のある大学から各支店等に対し、預け金に係る調査が行われている。各支店等に照会したところ、東北大学、山形大学及び弘前大学からも同様の調査依頼が来ている。 ・岩手医科大学からは、科学研究費補助金に係る内部監査の際に、指定された商品に係る仕入台帳等を持参するようにとの要請文書がきている。
B社	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年9月以降、取引している大学、研究所、機構等から預け金・プール金に係る調査依頼が文書で来るようになった。 ・各事業者のコンプライアンスの取組状況についてヒアリングを行うとの名目で大学等から呼ばれた（平成23年9月以降25年2月末現在、105機関。延べ108機関（国公立27、私立64、機構・研究所等17））。
C社	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度初頭に、取引先の各大学の本部事務局から、通知文書の郵送を受ける形で行われた。
D社	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19～20年度の間、取引先の大学から相次いで、「研究費使用ガイドライン」公表を受け、取引ルールを新設したことについての通知があり、説明会への出席の要請があった。
E社	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先の複数の大学から、当社に対し、大学で不正使用防止対策に取り組んでいる旨の周知文書の郵送があった。また、大学では事務局による検収体制を整えており、納品の際は必ず検収を受けるよう連絡を受けた。
F社	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先の大学から当社に対し、不定期的に、大学における不正使用防止対策の取組内容について文書で周知されている。また、平成23年8月19日付けの文科省局長通知を踏まえた各大学からの質問・アンケート依頼を受けている。
G社	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでに大学等の研究機関から不正使用に関するルールや取組に関する周知を受けたことはない。当社としては、自ら取引先の大学の科研費関係のホームページを閲覧した結果、各種の規程や通報関係の窓口等を知った。
H社	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先の大学からは、当社に対して、研究費の不正使用防止に係るルール等を周知する文書等は送られてきていない。
I社	<ul style="list-style-type: none"> ・東北大学が検収制度を導入したときに説明会が開催され、出席したことはあるが、それ以外に文書を交付されたことはない。
J社	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山大学が検収センターを設置した際に説明会が開催されたこと以外、取扱いに変更があっても、説明会の開催等の案内はなかった。
K社	<ul style="list-style-type: none"> ・香川大学から、国立大学法人化（平成16年4月）前に文書により、研究者（教員）による発注は認めていないとの連絡があった。日頃は、営業担当者を通じて、研究費の不正使用防止に係るルールや各種取組の周知等について知る機会がある程度である。
L社	<ul style="list-style-type: none"> ・大学からは不正使用の関係でアンケート調査の依頼が文書で行われることがある程度である。
M社	<ul style="list-style-type: none"> ・大学からは契約や検収の方法が変更になった場合に連絡がある。

<p>一般社団法人 日本科学 機器協会</p>	<p>コンプライアンスは各社が取り組んできたため、これまで、本協会の会員各社に対して、研究費の不正使用に関して、特段、注意喚起や周知啓発等を行っていない。また、研究費の不正使用防止に関し、各地の科学機器協会の独自の取組があるか否かは把握していない。</p> <p>科学機器協会に所属している会社は多様であり、大学に全く出入りしていない会社もあるため、協会全体として足並みをそろえることが難しい部分もある。</p> <p>しかし、業界としての方針や取組を各地に行き渡らせるのは本部の役割であるため、関係府省からの要請等があれば、直ちに、本協会から会員各社に向け発信するなど対応することは可能である。</p>
<p>一般社団法人 日本試薬 協会</p>	<p>当協会は試薬に関する知識、品質、技術の水準向上に寄与すること等を事業目的に、試薬の製造・販売業者 122 社（調査日現在）で構成されている本部組織のみの団体である。</p> <p>試薬関係の事務を所掌している経済産業省製造産業局生物化学産業課から、随時、試薬の安全性、化学的な実験結果などの情報や、厚生労働省関連の通知（麻薬関係の情報等）を取りまとめた情報がメール等で提供されており、これらの情報は適時、各会員事業者にもメール送付している。公的研究費に係る不正使用防止については、文部科学省からの通知や情報提供は現在までない。</p> <p>過去に、会員事業者が不正使用等で問題を起こしたことがないため、会員事業所に対して指導や注意喚起、研修は行っていない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(参考) 事業者に対する各種取引ルールの周知等が定期的に行われている例

事業者名等	周知・啓発内容等
<p>N社</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度初頭に、取引先の各大学（本部事務局）から「納品制度の変更（研究室等への直接納品から検収窓口を通しての納品へ）」についての通知文書の郵送を受ける形で、研究費不正使用防止に係るルール等の周知を受けた。 藤田保健衛生大学では、毎年 1 回、各取引事業者から 1 名の出席を義務付けて、研究費不正使用防止ルールの説明会（主に「関係法令の遵守」関連の内容）を行っており、欠かさず出席している。
<p>O社</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 2 月に国のガイドラインが発出された以降は、文部科学省が各大学に不正使用に係る実態調査を実施した等の影響もあり、各大学からは、例えば、「検収センターを設置したので、納品の場合は今後、必ずセンターを通すようにすること」、「A 4 版の請求書様式を大学指定の様式に変更したので、今後この指定様式を使用すること」等の指示が従来よりきめ細かに来るようになった。 平成 19 年度以降は、各大学から大学の内部監査に係る調査依頼が文書で来るようになり、取引関係書類（領収書、納品書等の取引書類のコピー）の提出を求められることもあった。

(注) 当省の調査結果による。

事例表Ⅱ-1-(1)-ア-① 研究者（室）と事業者との癒着を防止するための対策を講じている
例

大学名	採択件数	交付金額
北海道大学	1,646 件	5,035,046 千円
<p>(事例1) 発注先を大学の指定登録事業者に限定している例</p> <p>北海道大学では、契約担当部署発注が原則とされているが、1件の契約見込額が100万円未満の案件で、大学があらかじめ指定している主要取引先と契約しようとする場合に限り、研究者（教員等）が発注することが認められており、また、この研究者（教員等）が必要ないと認めた場合には見積書の徴取を省略することができることとされている（取引先から納品される際は、まず納品受付センターが納品書と納品物品の現物照合を行い、その後、研究者（教員等）が検収を行う。見積書は経費の種類によっては省略できないもの（例えば厚生労働科学研究費補助金等）があり、当該経費の取扱要領等を確認の上、適正な処理を行う）。</p> <p>この研究者発注に係る契約先は、「国立大学法人北海道大学主要取引先選定基準」（平成20年7月18日決定）に基づく、①大学との取引件数が年間50件以上あること、②単価契約を締結することなどを条件に取引基本契約を締結している主要取引先（107社）であり、この取引基本契約により、不正な取引等が行われていることが発見された場合には、当該主要取引先から外されるというリスクを負っていることや、納品データの提供義務や不正な取引を実施しない旨の確約が得られていることなどから、不正使用を防止するための一定の牽制効果があるものと考えられる。</p> <p>なお、同大学では、平成23年度に学内で不正使用事例が発覚したことを踏まえ、主要取引先の条件に社内のコンプライアンス体制の整備状況等を追加することや、定期的取引先の会計帳簿等を大学が確認することなど不正利用防止対策を強化する予定であるとしている。</p>		
大学名	採択件数	交付金額
札幌医科大学	173 件	301,060 千円
<p>(事例2) 特定業者に発注が偏らないための措置を講じている例</p> <p>札幌医科大学では、研究者がこれまでの実績を基に信頼のおける業者を選定した結果、取引が特定の業者に偏っているものでやむを得ない面があるものの、好ましいことではないとしている。このため、同大学では、平成25年度からの財務システムの更新に合わせて導入する、特定業者への発注が偏らないよう注意喚起するための機能（研究者の端末にアラーム表示）や教員発注件数把握機能などの機能を活用する予定であるとしている。</p>		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料（平成24年3月16日）による。
なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-1-(1)-ア-② 事務局検収の例外を認めている大学における例外物品の取扱状況

大学名	採択件数	交付金額
京都大学	2,717 件	10,784,690 千円

(事例1)

京都大学では、研究者が立替払を行った場合は、事務局による検収を行わないとの例外的な措置を設け、補完措置として必要に応じ事務局が現物確認を行うこととしている。調査した10研究課題に係る平成23年度の年間物品購入(契約)件数1,446件についてみると、このうち立替払分は288件(19.9%)を占め、中には約34万3,000円のパソコンなど10万円以上の物品が計5件含まれている。また、パソコン類は10万円未満のもので5件該当するが、これらについては検収を行っておらず、10万円未満は消耗品扱いのため所在の確認も行われていない。なお、これらの物品に係る補完措置は10件中5件で実施しているが、パソコン類に限ってみると、7件中2件にとどまっている。

表 立替払による物品購入案件の例

区分	件数等	補完措置の有無
全契約件数	2,992 件	
うち、物品購入件数	1,446 件	
うち、立替払い分	288 件	
	(10万円以上の購入案件)	
	・ソフトウェア、図書 354,984 円	有り
	・ノートパソコン 343,300 円	無し
	・図書 198,473 円	有り
	・図書 158,377 円	有り
	・パソコン 外 136,880 円	有り
	(10万円未満の購入案件)	
	・パソコン外 95,500 円	無し
	・iPad 81,520 円	無し
	・ノートパソコン 72,200 円	有り
	・iPad 3 外 71,020 円	無し
	・パソコン 61,950 円	無し

(注) 調査対象研究課題に係る収支簿に基づき、当省が作成した。

なお、立替払をした場合であっても、検収を実施している大学においては、研究者が検収センター等に購入物品や領収書を持ち込んで検収を受けるなどの措置を講じている。

大学名	採択件数	交付金額
兵庫医科大学	122 件	210,050 千円

(事例2)

兵庫医科大学では、検収について、通常物品と特殊物品に分けて取扱いを規定している。これに基づき、特殊物品(冷凍・冷蔵品、直送品等)は、事務部門で検収を行うことで品質上の問題が発生する物品として、検収を研究室の検収担当者のみにより実施している。

同大学では、平成21年度から物流センターを設置し、これら特殊物品を除いた全物品の検収を実施しているが、今回抽出調査した10課題の物品購入全283件についてみると、次表のとおり、当該センターが検収したのは139件(全体の49.1%)で、研究室のみで納品確認しているものが144件(同50.9%)と半数を超えている。

表 事務局検収の適用除外となる物品購入が過半数を占めている例 (単位：件、%)

課題番号 区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合計
【通常物品】 物流センター、 動物実験施設検 収	31	13	20	5	26	18	9	7	7	3	139 (49.1)
【特殊物品】 研究室検収	0	0	30	4	20	15	22	22	23	8	144 (50.9)
合計	31	13	50	9	46	33	31	29	30	11	283 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 特殊物品の内訳は、薬品（冷蔵・冷凍品）、部材、実験動物、危険物、売店での購入物品である。

このことについて、同大学（物流センター）では、「不正防止を図るためには、発注者と検収担当は別のサイドであることが適当（発注と検収の分離が必要）と考えており、物流センターで納入事実の確認を行う方法について、検討しているところである。現在、大学の財務会計システムを見直し、平成 24 年 12 月に電子調達システムが可能となるよう「学校法人兵庫医科大学固定資産及び物品調達規程」を見直している。今後、例えば、薬品類の納入についても、電子発注する方向で検討し、このシステムを納入時の検収業務にも活用できないか検討しているところである」と説明している。

一方、これらを事務局検収の対象としている大学においては、例えば、冷凍・冷蔵品やマウス等の実験動物は、納入先の研究室等に大学事務局の検収担当者が出向いて検収を実施したり、休日・夜間に納入される物品は翌日等に検収を行うなどの措置を講じている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料（平成 24 年 3 月 16 日）による。
なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-1-(1)-ア-③ 「研究費不正使用に関する再発防止等について」(平成21年7月28日付け東京大学コンプライアンス室長通知)

平成21年7月28日

部 局 長 各 位

コンプライアンス室
室 長 ○○ ○○○

研究費不正使用に関する再発防止等について

(略)

記

1. 研究室予算責任者(注1)が研究室から納品検収を行なう教職員等(少なくとも2名)を指名し、納品検収責任者(注2)及び納品検収補助者(注3)として登録(注4)することとし、納品時には、納品書に検収者2名(うち、少なくとも1名は納品検収責任者又は納品検収補助者)によるサイン及び検収日の記入を実施すること。
2. 各研究室において、発注情報の登録が可能な予算執行管理システムを利用することにより、当該公的研究費(科学研究費補助金等)の研究代表者となる者自身が、責任をもって研究費管理を行うとともに、発注情報を把握すること。
3. (略)

(注1) 研究室予算責任者は、予算責任者(部局長)から予算を配分された者で当該研究室を主宰する者をいう。

(注2) 納品検収責任者は、原則として研究室に所属する常勤の教職員をいう。

(注3) 納品検収補助者は、研究室に所属する常勤の教職員が望ましいとされている。

(注4) 同大のQ&Aによると、「研究室予算責任者が納品検収責任者等を指名するとしても同一の研究室のスタッフ等から指名することになり、牽制効果は期待できないのではないか。」との質問に対し、「本学の会計規程第11条第3項に予算執行の責任と権限を委譲したものとみなすとの規定があり、予算執行の一連には発注から支払いまでが含まれることを自覚していただき、納品検収も研究室を主宰する者が責任を持って行っていただきたい」との回答がある。

(注) 1 下線は当省が付した。

2 「(注1)」、「(注2)」及び「(注3)」は、「研究費不正使用に関する再発防止等について」の運用等について(平成21年10月7日付け東大研研発第32号)により、注4は、「研究費不正使用に関する再発防止等について」の運用等についてのQ&Aに基づき、当省が記載した。